

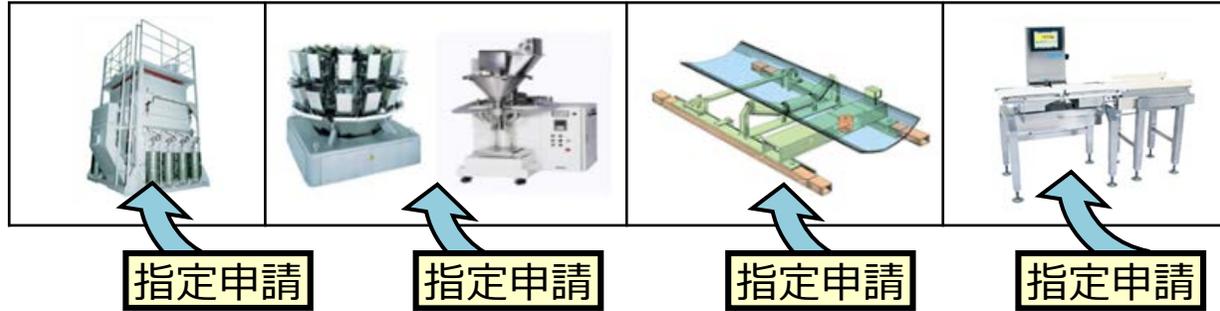
3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホップスケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり の4器種それぞれの項目を設ける。



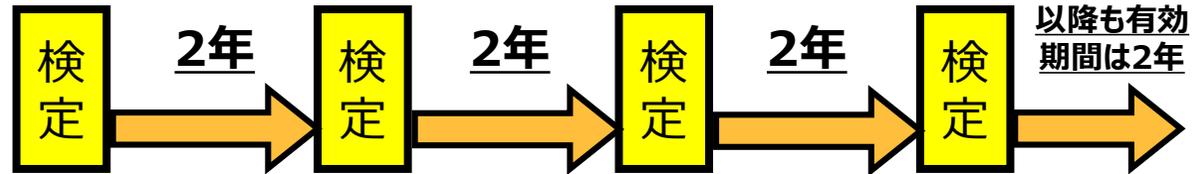
④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の有効期間を2年と設定。

ただし、**適正計量管理事業所**が使用する自動はかりの有効期間は6年とする。

（※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要）

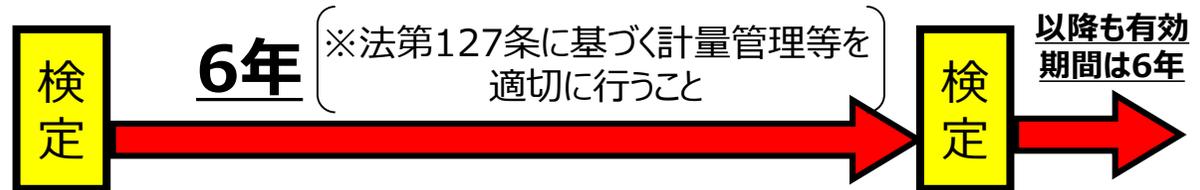
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

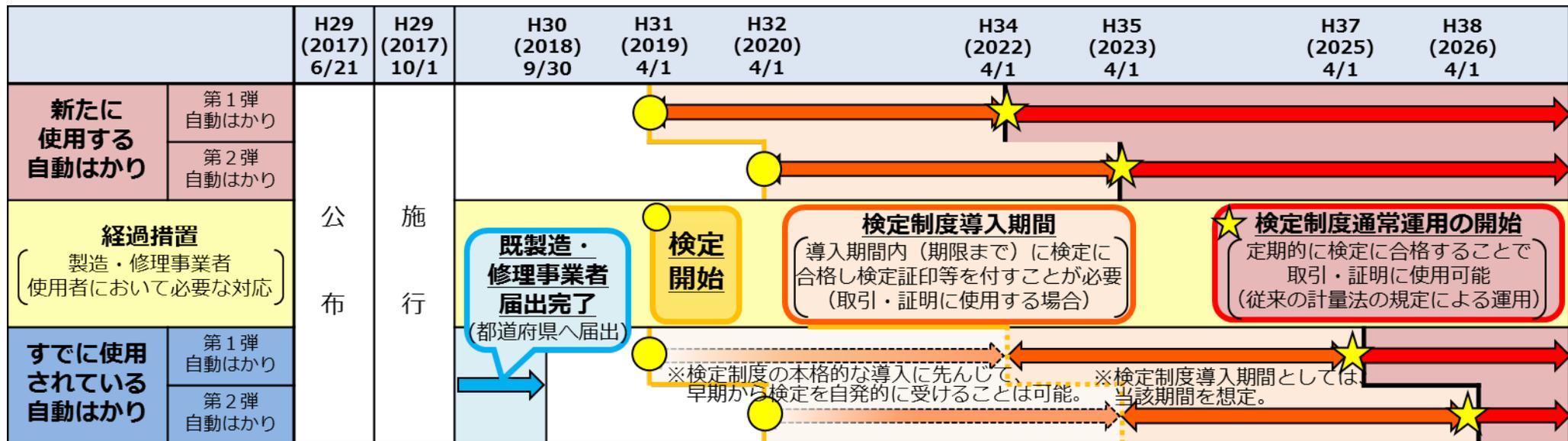
⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所**、**指定検定機関**を規定。

（型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関）

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



既製造・修理事業者届出完了

すでに自動はかりの製造(修理)を行っている事業者は、**平成30年(2018年)9月30日までに届出書を都道府県に提出**

検定制度導入期間

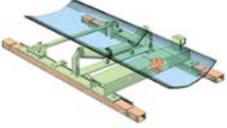
検定開始(第1弾：平成31年(2019年)4月1日、第2弾：平成32年(2020年)4月1日)後、各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要
 ※(再掲)検定有効期間：2年(適正計量管理事業所で使用のものは6年)
新たに使用する自動はかり：
平成34年(2022年)4月1日まで(第1弾)、平成35年(2023年)4月1日まで(第2弾)

検定制度通常運用の開始

すでに使用されている自動はかり：
平成37年(2025年)4月1日まで(第1弾)、平成38年(2026年)4月1日まで(第2弾)
 (※上記期間を経過後は、通常 of 特定計量器の扱い)

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

施行日：平成29年10月1日

	ホッパースケール 	充填用自動はかり 	コンベヤスケール 	自動捕捉式はかり 	その他の自動はかり
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
※原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、製造・修理の届出を行ってください					
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) → 	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				—
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日までに、特定計量器の追加にともなう変更届を提出				平成38年(2026年) 3月31日まで
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	平成38年(2026年) 3月31日まで

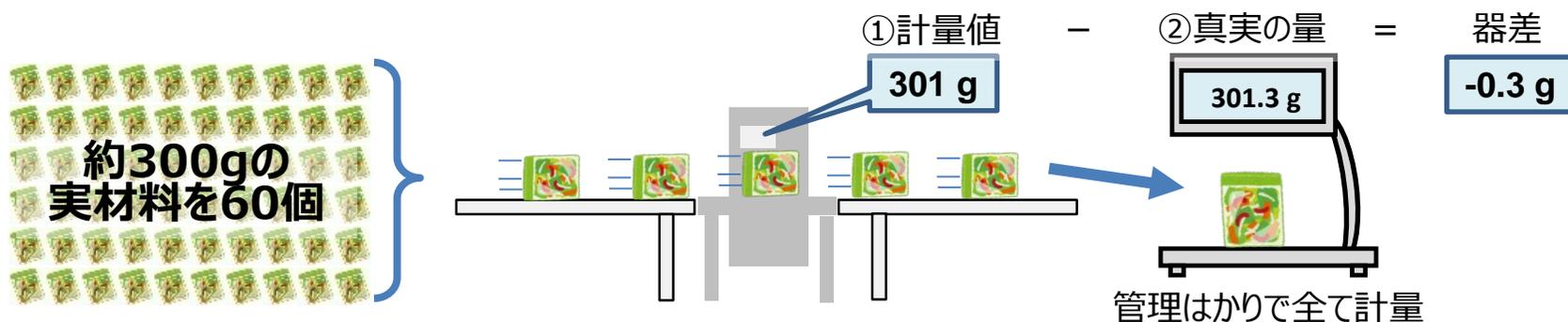
※その他の自動はかりについては、平成31年(2019年)4月1日から

3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 自動はかりの技術基準

【器差検定の方法】

・荷重搬送システムを最大速度に設定し、ひょう量・最小測定量・検定公差の変わる点を含む4点に相当する質量の実材料等を計量。その計量値を真実の値（基準分銅で校正された管理はかりの計量値等）と比較し、器差が検定公差以内であることを確認。

例：自動重量選別機にて、約300gの実材料を用いて器差検定を行う場合



【検定公差の例※】	自動重量選別機 (新規はかり)	自動重量選別機 (既使用はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (新規はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (既使用はかり)
0g～500g	±0.5g	±1g	±1g	±1.5g
500g～2 000g	±1g	±2g	±1.5g	±2.5g
2 000g～10 000g	±1.5g	±3g	±2g	±3.5g

※検定公差は、精度等級やはかりの目量によって異なる。

- 計測回数(10～60回)は、はかりの種類(カテゴリ)、検査質量により異なる。
- 実材料（製品など）を用いた連続計量で検定を行うのが基本であるが、実施困難な場合は疑似材料（テストピースなど）を使用してもよい。
- 日常的に使用する計量範囲・動作速度が限られている場合、又は、周辺装置等の能力制限により最大能力が出ない場合は、使用上想定される範囲内での検定を行うことで、ユーザーの負担軽減及び検定の効率化を図る。